

IV まとめ

1 診断が確定した事例への対応

- 今次薬物中毒事案で、確定事例として届けられた 10 例に関し、患者が経時的にどのような経過をたどったかについて、医療機関、自治体等から聞き取り調査を実施するとともに、今後の当該患者への対応について検討を行った。
- ほとんどの症例で、来院時から普通の食中毒とは違うと考えられるような強い症状を呈するとともに、原因物質の喫食から症状発現までの時間が短かった。また、消化器症状が中心であったため、他の消化器系の疾患との鑑別に時間をあてる程度要したものの、極めて速やかに症状が改善しているのが特徴的であった。これらのことから、各医療機関が早期に診断が出来るよう薬物中毒の専門家・機関に早期に問い合わせをすることが重要であり、かつ、早期に適切な治療を開始出来るようにすることが必要であると考えられる。このためには、食中毒や薬物中毒についての基礎的な事項について、行政が医師、医療機関等に周知すべきと考えられる。また、日本中毒情報センターとの連携を密にすることが必要である。
- 入院を要しなかった一例及び翌日に退院した一例(両者は同一家族)を除き、退院時には、症状は消失した。また、症状消失を確認できなかった一家族も、2月に行った確認のための診察時には症状は消失していた。一方で、同一家族の3例で、退院後にしびれや背部痛が出現し、1例は不安等を感じている事例もあった。
- 臨床的には、有機リン中毒と考えられる症状が一度消失したのであれば、その後と同じような症状や有機リン中毒で起こりうる別の症状が出現したとしても、有機リンではない別の原因によるものと考えることが合理的であり、現在、患者に対して診察等を行っている医療機関等が、患者を安心させるよう配慮することが、重要である。
- よって、現時点において有機リン中毒に関して前方視的な調査を行う必要性は極めて小さいと考えられる。ただし、今後新たな科学的知見が生じ、後方視的な研究が必要となった場合は、当該患者等に説明を行った上で、調査を実施すべきであると考えられる。

2 相談・報告事例の検証

- 都道府県の既存の相談受付記録に基づき、有機リン中毒を否定されている事例のうち、医療機関受診ありの 1,086 件について必要に応じて都道府県への照会を行いながら、再確認を行った。
- 必ずしも必要な情報が全て収集できたわけではないが、これまで確認が出来た範囲においては、相談・報告のあった医療機関受診事例の中から、既に確定事

例とされている 10 例以外に確定患者を疑わせる事例は認められず、有機リン中毒を否定するに至る判断、各都道府県等の実施した措置については現時点ではおおむね妥当なものであったことが確認された。

- 有機リン中毒については、臨床的には、一度症状が消失したのであれば、その後有機リン中毒と同じ症状が出現したとしても別の原因によるものと考えられるとされているが、本事案に関係して、都道府県等に相談・報告を実施した住民、医療機関等は、万一必要が生じた場合には、引き続き都道府県等に報告を行うことにより、今後のフォローアップにつなげることとすべきである。また、国は引き続き、必要に応じた国民への情報提供や、都道府県等への技術的支援を継続することが重要である。

3 当該中国産冷凍食品による薬物中毒事案に関する回収製品関連情報

3月4日付け通知「食品による薬物中毒事案の実態把握に関する調査について」に基づいた都道府県等からの報告を集計するとともに、ジェーティーフーズ(株)及び生活協同組合連合会から検査状況を聴取し、調査を実施した。

回収対象製品については、自治体及び事業者により 5,917 検体の検査が実施され、確定事例関連製品及び薬品異臭苦情関連製品以外では、49 検体から 5 農薬(メタミドホス、ジクロルホス、クロピリホス、ピリメタニル、プロミトロン)が検出されたが、いずれの検出値も原料由来と考えられる残留農薬のレベルであり、本事例のような高濃度の汚染は確認されていない。

確定事例関連製品及び薬品異臭苦情関連製品と同一製品の同一ロットについては、輸入された約 2 万 7 千袋のうち、約 2 千 8 百袋が回収され、そのうち約 3 百袋に対して農薬の検査が実施されたが、当該事例に直接関係した製品以外から農薬は検出されていない。また、同一製品でロットが異なる製品については、輸入された約 4 百万袋のうち、約 22 万袋が回収され、そのうち約 1 千 6 百袋の検査が実施され、13 ロットから農薬が検出されたが、いずれも残留農薬レベルであり高濃度の汚染は確認されていない。

2007 年製造以降の回収対象製品に対し、自治体及び事業者が実施した検査状況をロット単位で見ると、「中華 de ごちそう一口餃子」回収対象ロット数 181 ロットに対し、検査ロット数は 124 ロット、農薬検出ロット数は 8 ロットで、うちメタミドホス検出は 1 ロットであった。また、「COOP 手作り餃子」回収対象ロット数 85 ロットに対し、検査ロット数は 83 ロットで、農薬検出ロット数は 2 ロット、うちメタミドホス検出は 1 ロットであった。

4 総括

確定事例関連製品及び薬品異臭苦情関連製品と同一製品の同一ロットについては、輸入された約 2 万 7 千袋のうち、約 2 千 8 百袋が回収され、そのうち約 3 百袋に対して農薬の検査が実施されたが、当該事例に直接関係した製品以外から農薬は検出されていない。また、同一製品でロットが異なる製品については、輸入された約 4 百万袋のうち、約 22 万袋が回収され、そのうち約 1 千 6 百袋の検査が実施され、13 ロットから農薬が検出されたが、いずれも残留農薬レベルであり高濃度の汚染は確認されていない。

他方、未回収製品の大半は、既に喫食されているものと想定されるが、都道府県からの相談・報告事例のまとめによれば、既に確定事例とされている 10 例以外に確定患者を疑わせる事例は認められていない。

したがって、現時点で断定はできないものの、高濃度に汚染されていた製品は非常に限られていたものと考えられる。

平成20年3月31日
厚生労働省食品安全部監視安全課
加地 監視安全課長
(担当) 宮川、小島(内線 2473、2478)
代表 03 5253 1111
直通 03 3595 2337

中国産冷凍ギョウザによる健康被害が公表された日(1月30日)以降に
都道府県等にあった相談・報告数について
(平成20年3月31日15時 時点)

標記について、本日15時までに都道府県等から報告があった件数を別添のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

(概要)

- ・ 中国産冷凍ギョウザを食べて有機リン中毒(メタミドホス)と確定した患者数は10名(千葉県 7名、兵庫県3名)であり、先週の公表から変化はない。
- ・ 中国産冷凍ギョウザによる健康被害が公表された1月30日以降に都道府県等にあった相談・報告については、調査の結果、神経症状などの有機リン系農薬による中毒症状がないことなどにより、全て有機リン中毒が否定されている。
- ・ なお、健康被害を訴えた方から食べた食品の残りの提供を受けている場合は、万全を期するためジクロロボスについても分析を行うよう、2月5日、都道府県等に対して指示している。

有機リン中毒が確定した患者数	有機リン中毒が疑われ、現在調査を行っている事例数	有機リン中毒が否定された事例数
10名*	0名	5,915名

*: 全て1月29日以前に報告のあったもの

(集計方法)

- ・ 報告時点までの相談・報告件数の累計について、都道府県等に記入様式を配布し、返送されたものを単純集計した。

(参考)

- ・ 中国・天洋食品製造冷凍ギョウザから検出されたメタミドホス及びジクロロボスは、いずれも有機リン系殺虫剤であり臨床症状は同じである。

本日をもって、集計を終了します。

中国産冷凍ギョウザによる健康被害が公表された日(1月30日)以降に 都道府県等にあった相談・報告数について

(平成20年3月31日 15時 時点)

	有機リン中毒が 確定した患者数 ^{注1)}	有機リン中毒が疑われ、現在 調査を行っている事例数 ^{注2)}		有機リン中毒が否定された事例数		
		入院あり	入院なし	医療機関の 受診あり ^{注3)}	医療機関の 受診なし ^{注3)}	その他 ^{注4)}
北海道	0	0	0	52	147	52
青森県	0	0	0	36	137	14
岩手県	0	0	0	1	6	5
宮城県	0	0	0	5	18	37
秋田県	0	0	0	7	15	15
山形県	0	0	0	5	5	12
福島県	0	0	0	16	54	45
茨城県	0	0	0	36	114	71
栃木県	0	0	0	19	37	8
群馬県	0	0	0	16	13	46
埼玉県	0	0	0	112	149	64
千葉県	7	0	0	63	148	41
東京都	0	0	0	79	103	376
神奈川県	0	0	0	15	38	117
新潟県	0	0	0	6	16	33
富山県	0	0	0	0	0	2
石川県	0	0	0	7	11	6
福井県	0	0	0	0	1	4
山梨県	0	0	0	7	12	11
長野県	0	0	0	10	4	1
岐阜県	0	0	0	6	6	93
静岡県	0	0	0	15	39	16
愛知県	0	0	0	41	88	19
三重県	0	0	0	3	17	33
滋賀県	0	0	0	21	25	102
京都府	0	0	0	16	37	232
大阪府	0	0	0	68	121	373
兵庫県	3	0	0	45	95	47
奈良県	0	0	0	11	19	70
和歌山県	0	0	0	1	8	12
鳥取県	0	0	0	1	7	0
島根県	0	0	0	0	0	2
岡山県	0	0	0	12	12	2
広島県	0	0	0	20	39	48
山口県	0	0	0	4	2	12
徳島県	0	0	0	8	14	19
香川県	0	0	0	8	12	14
愛媛県	0	0	0	5	8	20
高知県	0	0	0	4	10	11
福岡県	0	0	0	129	206	106
佐賀県	0	0	0	0	0	41
長崎県	0	0	0	19	73	188
熊本県	0	0	0	17	41	48
大分県	0	0	0	27	64	29
宮崎県	0	0	0	15	51	58
鹿児島県	0	0	0	25	61	61
沖縄県	0	0	0	31	117	55
小計	10	0	0	1044	2200	2671
				計 5915		

注1) 次のすべてに該当する事例

- 1) 神経症状などの有機リン系農薬による中毒症状があること
- 2) 血中のコリンエステラーゼ活性の低下が認められること
- 3) 吐瀉物または食品等からメタミドホスの検出があること

※ ただし千葉県のうち2例については、2)は検査未実施であるが、1)及び3)の因果関係が明らかと考えられ、確定とした。

注2) 神経症状などの有機リン中毒を疑わせる症状が認められる事例

注3) 訴えはあるものの、臨床診断や検査結果等により否定された事例

注4) 中国産冷凍ギョウザ等に関連した相談

平成20年3月31日
厚生労働省食品全部監視安全課
加地 監視安全課長
(担当) 日田、山本(内線 2477、2447)
代表 03 5253 1111
直通 03 3595 2337

中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生に係る製品の回収等について(第7報)

標記について、天洋食品工場(中国)で製造された製品の回収及び検査結果をお知らせしてきたところですが、関係自治体から回収について終了したとの報告があったことから、最終的な回収量等を別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

回収された製品については、厳重に保管されているか廃棄されています。

1. 【回収等について】

回収の対象となった製品(冷凍ギョウザ以外を含む)の回収状況については、別表1のとおりです。

- 輸入者: 18社
- 品目数: 68品目

2. 【検査状況について】

回収の対象となった製品(冷凍ギョウザ以外を含む)における検査状況については、別表2のとおりであり、食品衛生法違反は認められていません。

(参照サイト: 製品情報について)

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/02/h0212-3b.html>